

米の流通規制について

1 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(食糧法)の概要(用途外使用の禁止など)

遵守事項

不正転用による不当利益の防止等

食糧法に基づき、用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。*

- ※ 米穀の出荷・販売をしている生産者も、この規制の対象です。
- ※ 用途限定米穀：主食用以外に用途が限定されている、加工用米（地域流通契約を含む）、新規需要米(米粉用、飼料用等)など。

用途限定米穀の取り扱い

加工用米・新規需要米等の主食用以外に用途が限定された米穀について、

- ・その定められた用途以外の使用を禁止
- ・他の米穀と、用途ごとに別はいにするなど明確な区分管理を徹底

用途が限定された米穀を販売する場合には、

- ① 紙袋等の包装及び伝票等[※]に用途を表示
 - 加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)、その他用途は、その用途に即して輸出用などと表示
- ② 需要者に直接又は需要者団体を通じて販売
- ③ 定められた用途に確実に使用されるよう措置
 - 他用途への転用を行わない旨の誓約書を提出させ、転用禁止及び違反した場合の違約措置を契約書に明記

※伝票等への記載は、米トレーサビリティ法(裏面参照)の規定に基づく義務。その他は食糧法の遵守事項に基づく義務。

- チェック
- 紙袋等の包装への用途の表示
 - 誓約書等の受理

<罰則>

・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則^注が適用されます。

注：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

食用不適米穀の取り扱い

有害物質を含むなど、食用に適さない米穀について、

- ・他の米穀に悪影響を与えないよう、別棟にするなど厳格な区分管理を徹底
- ・やむを得ず非食用として販売する場合は、着色するなど食用転用防止を徹底



法令遵守

米トレーサビリティ法に基づき、取引記録等の作成・保存を適切に行い、国又は都道府県等から求めがあった場合は、その記録を速やかに提示 等

行政による確認

食糧法に基づき、米穀の出荷・販売事業者が遵守事項を遵守しているか立入検査を実施します。

食糧法遵守事項についての情報は、右記のホームページをご覧ください。 <http://www.maff.go.jp/j/syoutan/keikaku/zyunshu/index.html>

2 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (米トレーサビリティ法)の概要(取引記録の作成・保存、産地情報の伝達等)

記録

問題発生時の流通ルート特定に活用

米・種もみ[※]を

- ①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

下記に掲げる記録事項が記載されている伝票類(内容を転記した帳簿でも、パソコンでも可)を3年間保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

一般消費者へ直接販売する場合、自家用に生産し消費する場合、親戚等に無償で譲渡する場合(縁故米)等については、記録の作成は不要です。

※米、種もみ以外にも、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんなども対象になります。

記録事項

品名、産地^{※1} 数量、年月日、取引先名、米穀の用途^{※2}等

※1 米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地。産地の範囲は「国産」「国内産」の他、都道府県名等のいずれでも構いません。

※2 用途限定米穀について、加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)などと、その他用途は、その用途に即して輸出用などと表示

チェック

- 出荷・販売の伝票を受領(又は請求書を発行)
- 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
- 用途限定米穀の場合その用途を記録

<罰則>

・記録の虚偽記載
・記録の不保持
等の義務違反があった場合には、罰則注が適用になります。

注:50万円以下の罰金

事業者間[※]における産地情報の伝達

※生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米(注1)を農協や業者等に出荷・販売した場合には、必ず産地を伝票等(注2)又は商品の容器・包装への記載により伝達する必要があります。

- (注1)取引等の記録の対象品目と同様に、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんなども対象になります。(ただし、飼料用・バイオエタノール用等非食用に供されるものは除きます。)
- (注2)伝票等:伝票以外に、納品書、規格書等への記載でも可。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合には、

- ① 玄米・精米を販売する場合には、JAS法に基づき、次のように産地の表示をする必要があります。
 - 容器に入れ又は包装されたものを販売する場合は、玄米及び精米品質表示基準に基づく表示が必要。
 - パラで販売する場合は、生鮮食品品質表示基準に基づく表示が必要。
- ② 炊飯した米飯類、もち、だんご、米菓等を物産展、直売所等で販売する場合は、原料に用いた玄米・精米の産地を伝える必要があります。

(注)小売店等での販売と異なり、外食店等で食事・料理として提供する場合には、米飯類だけ産地情報伝達が必要です。

伝達

小売・外食まで、適切に産地情報を伝達

チェック

- 受領した伝票、発行した請求書等への産地の記載
- 容器・包装への産地の記載

<罰則>

・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則注が適用になります。
・一般消費者に対し虚偽伝達等の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則注が適用になります。

注:50万円以下の罰金